

令和 2年 4月 1日  
関東東北産業保安監督部  
東北支部 電力安全課

電気事業法等に基づく手続きの相談・届出について（電力安全課からのお願い）

日頃、国の電気保安行政に御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国各地で外出自粛等の要請が出されているところでございます。

このような状況を踏まえまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する重要な時期であることから、当面の間、関東東北産業保安監督部東北支部で受付を行っている手続き等に関する相談や申請・届出は、原則、電話・郵送でのご対応をお願いすることといたしましたので、お知らせいたします。

なお、御不明な点につきましては、以下の問い合わせ先までご相談くださいますようお願いいたします。

【郵送で送付いただく際のお願い】

- ・当支部受付印を押印した控えの書類を御希望される場合は、正本（当所提出用）・副本（提出者控え用）及び返信用の封筒（切手貼付・返信先記入）を同封して送付をお願いします。
- ・提出書類に不明点等があった場合は、当支部から電話にて問い合わせをさせていただきますので、必ず連絡先の電話番号及びご担当者名の記載をお願いします。

【相談、申請、届出・お問い合わせ先】

経済産業省 関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

電話：022-221-4947

（水力発電所関係、ダム水路主任技術者免状、送配電設備、電気事故、その他一般）

電話：022-221-4948

（発電所（火力、太陽電池、風力）関係、ボイラータービン主任技術者免状 等）

電話：022-221-4951

（電気主任技術者免状、電気工事2法、PCB関係（低濃度）等）

電話：022-221-4952

（自家用電気工作物（需要設備、非常用予備発電機）関係、PCB（高濃度）等）